

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

(平成19年7月9日議決)

第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合並びに広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、協議調整を図りながら処理する事項等について定める。

第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事。
- 2 広域計画の期間及び改定に関する事。

第3 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。

1 平成19年度に行う事務

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び構成市町村において必要な準備作業を行う。

2 平成20年度以降における事務

(1) 被保険者資格管理に関する事

構成市町村は、住民からの被保険者資格の取得、喪失その他の異動に関する届出等の受付事務を行い、これらの被保険者情報を広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。構成市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有する

ことにより、事務の適正化を図る。

(2) 保険給付に関すること

構成市町村は、高額療養費、療養費等の支給申請等の受付事務を行い、これら申請等の情報を広域連合へ送付する。

広域連合は、その申請について審査の上、受理等を決定するとともに申請者に対し支給決定を通知し、支給実績を一括管理する。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、電算処理システムにより構成市町村が保有する課税情報等を活用して、保険料の賦課決定、減免及び徴収猶予の決定等を行う。

構成市町村は、保険料の徴収及び滞納整理を行う。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、構成市町村と連携して、被保険者の健康の維持増進のために必要な事業を行うよう努める。

(5) 相談及び苦情への対応に関すること

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、広域連合と構成市町村が緊密に連携して行う。

(6) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

広域連合は、老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度に対する住民の正しい理解を得るため、構成市町村と連携して、制度に関する広報活動等を行う。

また、広域連合は、後期高齢者医療制度を円滑かつ効率的に処理するため、制度運営に係る電算処理システムの整備を行い、構成市町村とネットワークで結び情報を共有し、事務の効率化を図る。

第4 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。